

1 規則等の題名

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）

3 規則等の制定日

令和4年8月30日（火曜日）

4 結果公示の日

令和4年8月30日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45条）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であり、5の適用除外条項に定める意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当。

7 規則等の概要

- ・ 認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則
- ・ 新旧対照表

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部交通部運転免許センター

住所：吾川郡いの町枝川200番地（電話番号：088-893-1221（内線 336））

公安委員会規則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第11号

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項第3号並びに別記第1号様式中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則
(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第1号の規定に基づき高知県公安委員会（次条第1項第3号を除き、以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査（以下「認知機能検査従事者審査」という。）並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査従事者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認知機能検査従事者審査)

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(3) 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

(4)・(5) 略

2・3 略

別記

第1号様式（第2条関係）

認知機能検査従事者審査申請書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所
氏名
生年月日

旧

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則
(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号の規定に基づき高知県公安委員会（次条第1項第3号を除き、以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査（以下「認知機能検査従事者審査」という。）並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査従事者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認知機能検査従事者審査)

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(3) 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

(4)・(5) 略

2・3 略

別記

第1号様式（第2条関係）

認知機能検査従事者審査申請書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所
氏名
生年月日

認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

該当区分	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師<input type="checkbox"/> 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者<input type="checkbox"/> 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロの認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者<input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者<input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において終了した者
略	

注 略

認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

該当区分	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師<input type="checkbox"/> 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者<input type="checkbox"/> 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者<input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者<input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において終了した者
略	

注 略